

流山市農業委員会
令和5年第9回
総会議事録

令和5年8月10日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和5年第9回総会議事録

- 1 期 日 令和5年8月10日(木)
2 場 所 流山市役所301会議室
3 議 長 名 水代 啓司
4 署名委員 4番 金子 文雄

5番 鈴木 亨

5 出席農業委員(委員12名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 鈴木 徹 | 2番 矢口 優子 |
| 3番 池田 操代 | 4番 金子 文雄 |
| 5番 鈴木 亨 | 6番 金子 孝博 |
| 7番 中嶋 清 | 8番 小菅 康男 |
| 9番 石井 保 | 10番 岡田 長政 |
| 11番 山崎 日出男 | 12番 水代 啓司 |

6 欠席農業委員(委員0名)

7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)

- | | |
|-----------|------------|
| 1地区 藍川 治助 | 2地区 森田 元彦 |
| 1地区 染谷 文夫 | 2地区 海老原 節雄 |

8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)

9 書記名 事務局会計年度任用職員 斉藤 恒夫

- | | |
|-------------|-------|
| 10 事務局 事務局長 | 恩田 一成 |
| 事務局次長 | 染谷 晃 |
| 事務局主事 | 大屋 真愛 |
| 事務局主事 | 窪田 優成 |

11 会議目次

- | | | |
|--------|-----------------------------------|----|
| 議案第39号 | 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用) …… | 1 |
| 議案第40号 | 農用地利用集積計画の決定について …… | 7 |
| 議案第41号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について …… | 9 |
| 議案第42号 | 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について …… | 10 |
| 議案第43号 | 農地所有適格法人報告書の提出について …… | 13 |
| 議案第44号 | 農業経営の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)について …… | 14 |
| 報告第25号 | 転用許可に伴う工事完了の報告について …… | 18 |
| 報告第26号 | 専決処理の報告について …… | 19 |

▲開会 午後4時00分

○水代会長 それでは、ただ今から令和5年第9回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

4番 金子文雄委員、5番 鈴木委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の会議の書記として、斉藤会計年度任用職員を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」を御覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」から議案第44号「農業経営の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)」について」までの6議案について、御審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第25号「転用許可に伴う工事完了の報告について」と報告第26号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございますか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

これより議事に入ります。

○水代会長 議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページを御覧ください。

議案第39号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和5年8月10日提出

今月の申請は4件です。

始めに、議案1番の権利者は、流山市東深井にお住まいの方です。

申請地は、西深井の畑 2筆 転用面積は238.61平方メートルです。

権利の種類は、使用貸借権の設定で、転用目的は専用住宅を建築するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の1ページと2ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案2番の権利者は、埼玉県三郷市にお住まいの方です。

申請地は、西深井の畑 1筆 転用面積288平方メートルです。

権利の種類は、使用貸借権の設定で、転用目的は専用住宅を建築するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の3ページと4ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案3番の権利者は、流山市流山2丁目に所在する法人です。

申請地は、駒木台の畑1筆 転用面積991平方メートルです。

権利の種類は、賃借権の設定で、転用目的は資材置場を整備するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の5ページと6ページにございますので、併せて御参照ください。

最後に、議案4番の権利者は、流山市名都借にお住まいの方です。

申請地は、名都借の畑 1筆 転用面積223.01平方メートルです。

権利の種類は、使用貸借権の設定で、転用目的は専用住宅を建築するものです。

この申請地の案内図と計画図は、議案案内図の7ページと8ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

○金子孝博委員長 議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」御報告いたします。

今月の案件は、恒久転用によるものが4件です。

本案については、現地調査と権利者およびその関係者からのヒアリングを行い、審議いたしました。

このうち、2番については、私に関する案件のため、後ほど、小菅副委員長より御報告いたします。

始めに、1番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の西約800メートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断いたしま

した。

権利の種類は、使用貸借権の設定で、転用目的は専用住宅を建設しようとするものです。

権利者は、流山市東深井にお住まいの方で、年齢は41歳です。

申請理由については、現在、賃貸住宅に家族4人で住んでいますが、今後の子どもの成長を考え、自己用住宅を建設するため申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

木造2階建ての専用住宅とする計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界に、3段のコンクリートブロックを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は浸透桧にて敷地内浸透とし、汚水は浄化槽にて処理後、北側の雨水管に接続し排水するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては写真のとおりで、申請地周辺の西側は畑、それ以外は道路となっています。

次に、資金計画ですが、建設費、整備費が約3,100万円で、自己資金と借入金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書と融資に関する書類が添付されています。

他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

次に、3番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線初石駅の東約1.6キロメートルに位置し、周囲は宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、おおむね10ヘクタール未満の農地として第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は賃貸借権の設定で、転用目的は、資材置場を整備しようとするものです。

権利者は、流山市流山2丁目に本店を置く株式会社で、平成29年に設立されています。

事業内容は、造園土木業等で、前年の売上げは、約1億3千万円ということです。

申請理由については、権利者は現在、流山市や柏市で造園土木業を中心に営んでおります。

今後事業を拡大するにあたって、既存の資材置場では不足することから、用地を求めていたところ、近接地で地権者の協力が得られたことから今回申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全体を砕石敷きとし、車両出入口部分はコンクリート舗装とする計画です。

土砂等の流出対策については、外周をコンクリートブロックによる土留めと安全鋼板を設置して流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は敷地内での自然浸透とし、汚水は発生しない

とのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで申請地周辺の北側は駐車場と住宅、東側は道路、南側は畑、西側は住宅が建っています。

次に、資金計画ですが、賃料は年間144万円で整備費が約530万円です。

全額自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

他法令につきましては、該当はありません。

続いて、4番について御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の西約1キロメートルに位置し、周囲は宅地化の状況が第3種農地と同程度まで進んでいる区域に近接する農地で、おおむね10ヘクタール未満の農地として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は専用住宅を建設しようとするものです。

権利者は、流山市名都借にお住まいの方で、年齢は41歳です。

申請理由については、申請者は現在、家族4人で借家に住んでいますが、子どもの成長を考え、自己用住宅を建設するため申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で、事業計画の概要について御説明いたします。

木造2階建ての専用住宅とする計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界に3段のコンクリートブロックを設置して流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は浸透ます・浸透管を設置し処理する計画です。

汚水については、浄化槽にて処理後、前面道路の側溝に接続して排水するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺の北側は道路、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、建設費・整備費が約4,300万円で全額申請者の父の自己資金で賄うとのこと、金融機関発行の残高証明書と資金についての確約書が添付されています。

他法令につきましては、都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案についてはそれぞれ許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもってそれぞれ許可相当という結論に達しました。

御報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

それでは、本案の1番と、3番から4番までに対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆11番(山崎委員) 3番の資材置場についてお聞きします。

周囲に設置する安全鋼板の高さはどのくらいの高さですか。

◎事務局(染谷次長) 安全鋼板の高さは2メートルです。

○水代会長 ほかに質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第39号の1番と、3番から4番までについて、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第39号の1番と、3番から4番までについては許可することに決定いたしました。

次に本案の2番について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

小菅副委員長。

○小菅副委員長 議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請について」の2番について、御報告いたします。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の西約900メートルに位置し、周囲は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は使用貸借権の設定で、転用目的は専用住宅を建設しようとするものです。

権利者は、埼玉県三郷市にお住まいの方で、年齢は36歳です。

申請理由については、申請者は、現在、埼玉県の集合住宅に住んでいますが、将来を親元の近くで生活したいと考え、自己用住宅を建設するため申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

木造2階建ての専用住宅とする計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界に3段のコンクリートブロックを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は浸透ます・浸透管を設置し処理します。

汚水は浄化槽にて処理後、前面道路の側溝へ接続して排水するとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで申請地周辺の南側は道路、その他は畑となっています。

次に、資金計画ですが、建設費・整備費が約3,200万円で、全額、申請者の夫の

借入金で賄うとのことで、金融機関発行の融資に関する書類と、申請者の夫から、資金の確約書が添付されています。

他法令につきましては都市計画法が該当し、現在手続き中です。

以上、権利者および申請関係者からのヒアリングや現地調査をもとに、農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の确实性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」、また、他法令との協議の進捗状況などの「転用目的別の基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、全会一致をもって許可相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の2番については、金子孝博委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

金子孝博委員の退席を求めます。

(午後4時24分 金子孝博委員退席)

○水代会長 これより、本案の2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆5番(鈴木委員) 委員長報告にありました「生産性の低い農地」という表現ですが、この「生産性の高い・低い」の基準について、お聞きしたいのですが。

◎事務局(染谷次長) この「農業生産性」と言いますのは、先ほどの報告の中で「農業公共投資」という言葉がございます。

それは、土地改良法で耕地整理された農地で、代表的なのは「新川耕地」「前ヶ崎」の土地改良区の田んぼですとか一団の農地で、「農業公共投資」が入ったところに関しては、「農業生産性が高い」とされています。

新川耕地以外は、おおむね第2種農地に該当するケースが多く、農業振興地域や、農業しかできないという網掛けがしてあれば、生産性が高いと判断できます。

住宅が点在して公共投資が入っていないような区域は、一般的に「生産性が低い」という判断になります。

○水代会長 流山市内には、農業振興地域は無いです。

ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第39号の2番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第39号の2番については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

金子委員の除斥を解きます。

(午後4時28分 金子孝博委員入室)

○水代会長 続いて、議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをお開きください。

議案第40号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和5年8月10日提出

今月の申請は新規が2件、更新が1件です。

始めに、議案1番と2番の権利者が同一のため一括して御説明いたします。

権利者は、流山市前ヶ崎にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、長崎1丁目の畑1筆と前ヶ崎の現況畑1筆で、面積は合わせて2,760平方メートルです。

利用権の設定期間は、どちらも新規で、長崎1丁目の畑は6年間、前ヶ崎の畑については3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、9ページと10ページにございますので、併せて御参照ください。

次に、議案3番の権利者は流山市南にお住まいの方で、職業は農業です。

対象となる農地は、平方の田1筆と中野久木の田9筆 面積は合わせて8,036平方メートルです。

利用権の設定期間は、更新により6年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、11ページにございますので併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子委員長。

○金子孝博委員長 議案第40号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が2件、更新が1件です。

はじめに、新規の案件です。

議案の1番と2番については、権利者が同一のため、一括して説明いたします。

1番については、新たに6年間の利用権を設定しようとするものです。

2番については、新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は71歳です。

農業従事者は4名で、農業従事日数は300日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、更新の案件です。

3番ですが、本件については、引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は農業で年齢は61歳です。

農業従事者は3名で、農業従事日数は365日です。

次に、申請地につきましては、写真のとおりで、作付け済みの状態でした。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、労働力の確保および農地の効率的利用の確保が図れることや、従事日数などの各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって、承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番と2番については、藍川委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

藍川委員の退席を求めます。

(午後4時32分 藍川委員退席)

○水代会長 これより、本案の1番と2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第40号の1番と2番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第40号の1番と2番については、承認することに決定いたしました。

藍川委員の除斥を解きます。

(午後4時33分 藍川委員入室)

○水代会長 続きまして、本案の3番については、鈴木委員に関する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い、審議いたします。

鈴木委員の退席を求めます。

(午後4時34分 鈴木委員退席)

○水代会長 これより、本案の3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第40号の3番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第40号の3番については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

鈴木委員の除斥を解きます。

(午後4時35分 鈴木委員入室)

○水代会長 続きまして、議案第41号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の5ページをお開きください。

議案第41号

相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

租税特別措置法施行令第40条の7および租税特別措置法施行規則第23条の8の規定による証明願を次のとおりとする。

令和5年8月10日提出

今回、相続人から引き続き農業経営を行い、相続税の納税猶予を受けるため、証明願の提出があったものです。

申請者は、流山市名都借の方で、被相続人の子に当たります。

申請地は、名都借の畑1筆 面積は657平方メートルです。

議案案内図につきましては、12ページにごございますので、併せて御参照ください。

被相続人については、昭和3年生まれで令和4年11月に94歳でお亡くなりになられた方です。

相続人は、昭和26年生まれの72歳の方です。

相続人の世帯の農業従事者は、4名です。

現地の状況につきましては、作付け済の状況でした。

説明は以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

○金子孝博委員長 議案第41号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」

御報告いたします。

今月の案件は1件です。

本案につきましても、現地調査と申請者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、常磐線南柏駅の西約900メートルに位置している土地です。

農業従事者につきましては、申請者と妻、その子2人の合計4名です。

申請地は、写真のとおり柿が植えられていました。

なお、納税猶予を受けることになると、猶予を受けた農地については終生農地として利用し、耕作を続けなければならないことを説明したところ、申請者からは了解しているとの回答を得ております。

以上のことをもとに審議しましたところ、引き続き農業を継続していくことが確認できたため、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

御報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

手前のところも納税猶予受けていますよね。

◎事務局(染谷次長) 申請地の南側の農地も納税猶予を受けております。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

◆7番(中嶋委員) 今回納税猶予を受ける農地は持分2分の1ですよ。

◎事務局(染谷次長) かつて、両親が2分の1ずつ共有していました。その後、父が亡くなり2分の1を相続し、今回、母親の2分の1を相続し、納税猶予を受けるものです。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 これより採決を行います。

議案第41号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第41号については、証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第42号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の6ページをお開きください。

議案第42号

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認を次のとおりとする。

令和5年8月10日提出

本案の農地につきましては、現在、相続税の納税猶予の特例の適用を受けておりますが、ここで20年間の適用期間の満了を迎えますことから、この農地の利用状況の確認について、管轄税務署である松戸税務署から依頼があったものです。

今月の確認対象は3件です。

議案の1番について、対象となった農地の相続人は、流山市中野久木にお住まいの方です。

確認のあった特例農地は、平成14年12月に相続で取得した農地で、平方の田1筆と中野久木の田4筆 畑7筆 合計面積8,456平方メートルです。

議案案内図につきましては、13ページから15ページにございますので、併せて御参照ください。

議案の2番について、対象となった農地の相続人は、流山市中野久木にお住まいの方です。

確認のあった特例農地は、平成14年12月に相続で取得した農地で、平方の畑1筆、中野久木の畑2筆 合計面積1,485平方メートルです。

議案案内図につきましては、16ページと17ページにございますので併せて御参照ください。

議案の3番について、対象となった農地の相続人は、流山市上貝塚にお住まいの方です。

確認のあった特例農地は、平成15年3月に相続で取得した農地で、上貝塚の畑4筆 ご面積は合わせて4,077平方メートルです。

議案案内図につきましては、18ページにございますので併せて御参照ください。

今月の相続税納税猶予特例農地の利用状況の確認は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

○金子孝博委員長 議案第42号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」御報告いたします。

本案につきましては、今回、3件の依頼があり、現地調査を実施し審議を行いました。

始めに、1番の対象農地の現地の状況であります。田については作付け済みで、畑については、耕起済みでありました。

また、土地所有者は相続人本人であること、および相続人の農業従事らがなされていることを確認しました。

次に、2番の対象農地の現地の状況であります。作付け済みでありました。

また、土地所有者は相続人本人であること、および相続人の農業従事らがなされていることを確認しました。

次に、3番の対象農地の現地の状況であります、耕起・作付け済みでありました。
また、土地所有者は相続人本人であること、および相続人の農業従事となされていることを確認しました。

以上のことをもとに審査しましたところ、本案の利用状況の確認については、それぞれ相続人が自ら所有し、自ら農地として使用しているとして回答するという結論に達しました。

以上です。

よろしく御審議をお願いします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の3番については、森田委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

森田委員の退席を求めます。

(午後4時53分 森田委員退席)

○水代会長 これより、本案の3番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

○水代会長 20年間の適用期間の満了は、いつまでに生産緑地に指定されたものが対象か。

◎事務局(染谷次長) 市街化区域内の農地について、平成21年に納税猶予が終身に変更になったと思います。

以前は生産緑地以外の農地も納税猶予を受けられており、そのときは、20年間でありました。

その後、20年営農が撤廃され終身となりました。

○水代会長 ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

議案第42号の3番について、「自ら所有し、自ら農地として使用している」として、回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第42号の3番については、「自ら所有し、自ら農地として使用している」として、回答することに決定いたしました。

ありがとうございます。

森田委員の除斥を解きます。

(午後4時55分 森田委員入室)

○水代会長 続きまして、本案の1番と2番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第42号の1番と2番について、「自ら所有し、自ら農地として使用している」として、回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第42号の1番と2番については、「自ら所有し、自ら農地として使用している」として、回答することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第43号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第43号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和5年8月10日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから、報告書の提出があったものであります。

今回、報告がありました法人は、流山市西深井にあります農地所有適格法人です。

報告がありました法人の事業年度は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間です。

皆様のお手元に配付させていただきました様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料を御覧ください。

この資料につきましては、法人から提出いただきました報告書をもとに作成しております。

確認書の表に、令和5年6月15日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですので、この欄を縦に御覧ください。

経営面積は、3.63ヘクタールです。

法人形態は、株式非公開の株式会社です。

事業の種類は、農産物の生産・販売、農作業の受託等です。

売上高は、全体の100パーセントを農業に関する売り上げで占めておりました。

議決権は、議決権を行使できる株の51パーセントが農業常時従事者の株です。

構成員は、農業の常時従事者が法人の構成員です。

また、業務執行役員は、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することとなっており、当該法人の役員は1名であり、従事日数は150日以上で常時従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので、適とさせていただきます。

当該法人の農地の位置図は、議案案内図の19ページから21ページになります。

御説明は、以上です。

よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

金子孝博委員長。

○金子孝博委員長 議案第43号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆森田推進委員 議決権数についてですが、常時従事者の51は、51人ではなく51票という意味なのか。

◎染谷次長 51票ということになります。

今回の法人の関係者は2名と聞いております。

○水代会長 この法人に所有農地はあるのか。

◎染谷次長 知る限りでは、賃貸借のみと聞いております。

○水代会長 この法人は株式が非公開の会社でいいが、外国人が農地を買っている問題が出ている。

市として今後どのようにするか考えておく必要があると思う。

ほかに質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案43号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって議案第43号については、承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 議案第44号「農業経営強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)」に

ついて」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長

◎**染谷次長** 議案書の9ページを御覧ください。

議案第44号

農業経営の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)について

農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定による諮問が次のとおりあったので、意見を求める。

令和5年8月10日提出

農業経営の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)について

別紙(案)のとおり

本案につきましては、流山市の「農業経営の強化の促進に関する基本的な構想」の変更について現在、農業振興課が手続きを進めているものです。

変更にあたっては、法律により農業委員会の意見を聴かなければならないとあるため、今回諮問があったものです。

内容については、このあと、農業振興課長より御説明いただきます。

◎**染谷農業振興課長** 概要について御説明いたします。

認定農業者や農用地利用集積計画等について規定している「農業経営基盤強化促進法」が令和5年4月1日に改正されました。

基盤法では、県には「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(基本方針)を定めること、市には「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(基本構想)を定めることについて規定しています。

今回、特に大きく変更した点はなく、文言の整理がほとんどです。

その中でも、新しくできたものが、地域計画という言葉が出てきており、地域計画に関しては、農業委員会と農業振興課が一緒に市内の地域計画の策定に当たっていくことが、基本構想で新しく定められる要素となります。

そして、市として行っていく農業経営の基盤の強化に関する基本的構想を定めさせていただきます。

詳細は、資料を御覧いただきたいと思います。

以上です。

【別紙資料】

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更(案)について

令和5年8月10日

<概要>

認定農業者や農用地利用集積計画等について規定している「農業経営基盤強化促進法」が令和5年4月1日に改正されました。

基盤法では、県には「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」(基本方針)を定めること、市には「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」(基本構

想)を定めることについて規定しています。

今回の法改正により、市の基本構想に定める事項について、追加の事項が定められたため、今回変更を行うものです。

また、市の基本構想には利用集積の面積目標等を定めていますが、県の基本方針の修正にあわせて、一部修正を今回の変更で行うものです。

<市の基本構想に定める事項> 農業経営基盤強化促進法より

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標4 前2号に掲げる事項のほか、<u>農業を担う者の確保および育成に関する事項</u>5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他<u>農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項</u>6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項<ol style="list-style-type: none">イ <u>第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項</u>ロ～ニ(略) |
|---|

※太字下線部分が、今回の法改正により、追加して定めることとなった事項

■変更(案)について

<法令改正に伴い追加する内容の概略>

- 1 農業を担う者の確保および育成に関する事項(以下の内容を追加する)
 - ・農業を担う者の確保および育成の考え方
 - ・市が主体的に行う取組
 - ・関係機関の連携・役割分担の考え方 等
- 2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項(以下の内容を追加する)
 - ・今後の農地利用等の見通しおよび将来の農地利用のビジョン
- 3 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
 - ・これまでの「人・農地プラン」にかわり、各地域で「協議の場」(地域での話し合い

を行う場をセッティング)を設け、その地域内での将来の農地の集積・集約化の方針や誰が担い手になっていくか等を取りまとめる(地域計画の作成)内容について追加する。

<主な変更点>

1 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標
確保・育成すべき人数の目標を実態に合わせ、年間2人から1人に変更

2 効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
(現行)※県の目標より

地域	予想農用地面積(A)	利用集積の目標面積(B)	目標シェア (B/A×100)	利用権設定等面積
都市地域	578ha	266ha	46%	192ha

(変更後)

区分	予想農用地面積(A)	利用集積の目標面積 (B)	目標シェア (B/A×100)
水田	80ha	55ha	69%
畑	230ha	130ha	57%
合計	310ha	185ha	60%

○水代会長 これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆9番(石井委員) 地域計画とは具体的にどういったものなのか。

◎染谷農業振興課長 農業を行っていくうえで、地域ごとに農地を保全していくリーダーとなる主要な農業者を中心に、その地域の農業を存続させていくことで、地域計画を自治体ごとに特徴あるごとに地域を分けて、お互いに話し合いをしていながら、農業が廃れていかなないように、農地を保全していけるように話し合いをし、計画を立てていくのが地域計画です。

農協とか、東葛飾農業事務所が協力して、農業を具体的に5年後、10年後を見据えて、皆さんで絵に描いた餅にならないようにやっていきたいと思います。

◆(森田推進委員) 利用集積の目標数字が大きく変わっているのはどうしてか。

◎染谷農業振興課長 変更後は、より具体的にいま分かっている範囲の数字とさせていただきます。

実際、目標シェアはここまで高いシェア率で利用できていないのが現状です。

この目標に沿った形で現状使える農地、使える利用集積面積をなるべく具体的にできるようしています。

減った数値は、都市開発の関係およびインターチェンジの開発が大きく数値を変える要素となっているのは間違いないです。

国が目標を60パーセントと定めているので、シェアを上げています。

以上です。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第44号について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第44号については承認することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、報告第25号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第25号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和5年8月10日報告

今月の工事完了報告は3件です。

1番と2番につきましては、関連があるので一括して御説明いたします。

1番と2番は、令和3年12月の総会で審議がなされ、令和3年12月13日付けで、許可となった案件であります。

1番の案内図および土地利用計画図については、議案案内図の22ページの1番と23ページでございます。

2番の案内図および土地利用計画図については、議案案内図の22ページの2番と24ページでございます。

どちらも、6月28日に、山崎委員と石井委員に現地を御確認いただきました。

また、現地を確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

続いて3番について、御説明いたします。

3番につきましては、令和5年5月の総会で審議がなされ、令和5年5月16日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の25ページと26ページでございます。

7月11日に岡田委員と、染谷推進委員に現地をご確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

次に、報告第26号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページを御覧ください。

報告第26号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年8月10日報告

始めに、1の農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。

今月の農地法第4条の届出の報告は、6件 13筆 面積5,878.57平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

議案書の12ページを開きください。

次に、2の農地法第5条第1項第6号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、16件 203筆 面積123,466.58平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の13ページを御覧ください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条につきましては、住宅用地が5件、その他の建物施設用地が1件の計6件です。

第5条につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が8件、マンションの区分所有が6件、工鉱業用地が1件、その他の建物施設用地が1件の計16件の届出がありました。

今月の専決処理の御報告は、以上です。

よろしくお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和5年第9回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後5時17分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和5年8月10日

流山市農業委員会 会長

水沢啓司

流山市農業委員会 委員

金子文雄

流山市農業委員会 委員

鈴木亨